

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)	齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)
	質問	答弁
改善命令の内容について	このたびの一連の不正につきまして、県から多分お手元に届いているかと思えます。ごらんいただいたかと思いますが、改善措置命令が出ました。そして、既にみのり福祉会からは理事長名で報告書が届いております。すべて目を通させていただきました。 この改善命令をもちろん御存じでいらっしゃるね。中身についても御存じでしょうか。そこで、この一連の不正について、お認めになっていらっしゃいますでしょうか。	この改善命令に対して、おおむね了承しております。
改善命令の内容について		改善命令、そしてこのたび出されております報告書はごらんになりましたか。
改善命令に対する考え	今回の改善命令のみならず、過去に指摘事項もいろいろございました。帳簿を求められたりすることもございましたが、そのことについては、	改善命令を受けてからもありましたけれども、それ以前は余りなかったです。
改善命令に対する考え	というふうに認識しておられるということですね。	はい、ありませんでした。それで、経理面やいろんな面で万全を期してやってくれないといけないうことを常に指示しておりましたから、いいくあいについているものだと思っておりました。
改善命令に対する考え	今回の改善命令をお認めになっていらっしゃる。	はい。
改善命令に対する考え		県から改善命令が出ました。そして現理事長から報告書が出ました。その状況の中で、過去に不正があったことが認識されたわけですが、この不正に対しては、今のお立場ではどのようにお考えですか。
改善命令に対する考え		そうすると認めることができない部分が多いです。
組織の一新		今後についてですけれども、組織を一新して信頼を回復するために今一生懸命皆さんが努力なさっていらっしゃるようです。前理事長と決別して、健全化を図っていかうという動きがあるようです。一生懸命やってきたその組織が生まれ変わらなければならないという方向で動いていますけれども、生まれ変わらせなければならないという認識はお持ちですか。
		不正であるか否かは、やはりはっきりしないといけませんけれども、自分としては不正なことはしていない、お金をちょろまかしてどこかに持って行ってしまったなどは絶対にないわけです。ただ、建物を建てて、地域の中でのそういう介護の仕事を今やらないとだれがやるのかということがありまして、おまえが全部やってくれといっやいやい言われるし、できる限りのことはしないといけないうって一生懸命やったことで、こういう結果につながったとなると、それは大変残念だと思いますね。
		はっきりわからないところがたくさんありますね。こんなことがあったのかと思ひ、それもやはり過去の病気の予後がまだ続いていると。記憶がつかない面がたくさんありまして、自分でもとても困っているのです。
		やはり信用を失墜しているこのことについて、ある程度は頑張っていけないといけないう気持ちはあります。ただ、私は昨年の12月に退職させていただいたものでして、これもやはり大勢の人に迷惑をかけたらいけないからと、病気も予後の障がいでもあるか否かは自分ではわかりませんので、病気のせいにするわけはありませんけれども、どうしても記憶のつながらないところもありますし、そこは大変自分としても残念な気持ちはあるのです。

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	
理事会のあり方	いずれにしても、法人のお金が動くということは、理事会を通さなければならないというルールがありますね。この理事会の承認を得ていない例も多いと聞いていますが、これについてはどのように御認識ですか。	総括的なことは理事会で承認いただいておりますけれども、細かいことは理事長の専決事項でやったと思っております。	
理事会のあり方	なぜ専決が必要でしたか。	土地交渉の関係では急ぐ場合があります、それから飛び飛びになる場合といろいろあります、そういうことを実践したことになります。	
理事会のあり方	行き過ぎたという感じはありませんか。	行き過ぎたという感じは多少ないでもありません。だけれども、そのような形をとっていかねば、施設を建てる契約と流れが合っていない場合もあります、そういう形をとったこともあります。	
理事会のあり方	理事会から何か異論を唱えられたり、声をかけられたりしたことはございませんか。	ありません。	
理事会のあり方	すべて御自分の指示通りに動いていったということですね。 そのことがルール違反であるという認識はありませんね。	ルール違反という認識は、そのときは一生懸命でありましたから、事業がとにかく実践できるよう走っておりまして、そういう気持ちはなかったということになります。	
理事会のあり方	このたびの改善命令をごらんになって、それはルール違反であったという認識をお持ちになったということですね。	はい。しかし、改善命令というのは、こう考えますと、私は今までずっとそうやって事業を推進してきた過程の中で、毎年監査がございました。最初のスタートから考えますと50年になります。50年の歴史の中で毎年、厳正な国の監査、県の監査をずっと受けてきました。毎年必ず。昔は国の会計検査もありました。今県は国から委嘱を受けてされるわけです。その当時は直接国の監査がございまして、きちっと監査してもらっていたものですから、万全を期していたと。うちの事務局や各施設にも、改善命令を受けるようなことはないようにしてくださいよ、健全な運営と健全な会計処理をやってくださいよとずっと言ってきました。国の監査はなかなか大勢来られて厳しくやられる、そういう監査をずっと受けてきておりましたから、そういうぐあいには思っておりましたので。その改善命令を受け、改善報告書を出したのが3月7日です。そのときまで改善命令を受ける問題点はないということを執行部や施設長や事務局から聞いていたものですから、では大丈夫だなという考え方を持っていました。このたびの改善命令でこういう問題点が、事務局の整備が怠っていたと。そして、またいろんな問題点があったということに対して深く反省をしながら、今一生懸命対応させていただいております。新体制と、それから我々とは一緒になって、できる改善は謙虚に受けとめて、一生懸命改善に取り組みさせていただいておる次第でございます。	

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
理事会のあり方			これまでの報告書、それから改善命令に対する報告書、そして午前中の参考人の皆様のお話を伺いまして、理事会、それから評議員会等、それから施設長会も含めてですけれども、形骸化していたと、そのような状態ではなかったかと認識させていただきました。物が言えるような状況がなかなかできなかったとも認識させていただきました。齋江さん御自身も物が言えるような雰囲気はなかったと、そのように御認識なさっていますでしょうか。	私は事務局でございますので、事の次第を説明するぐらいのことで、あとは評議員、理事の各氏がいろいろと意見を述べて、それについて決定されたようでございます。
理事会のあり方			日ごろから自由に物は言えたと、そんな立場でいらしたと認識してよろしいですね。	はい、よろしゅうございます。
理事会のあり方			理事会が健全に機能しなかったことを認識しております。改善命令の報告書の中にもございました。その背景には何があったか、その理由について、事務局長の立場でどのようにお考えになりますでしょうか。	評議員会、それから理事会の開催についてです。内容につきましては、3～4年の間の時間というのが、いつごろだったかはっきり覚えていませんけれども、4年間で建物を9件も建てたようなすごい年がありまして、理事会も評議員会もそんな悠長なことをしていても先に進まないから、それでいろいろ理事会、評議員会の方に、事の次第を、てんまつを書いて持ち回りで判を押していただいて了解してもらったことはたくさんございます。その辺の余り性急な、老人施設などに対して、これから先、恐らくお金が全部出ないようになってしまいうだろうということがありまして、早く建てるなら早く建ててしまわないと大変なことになるなということで、当時の理事長の村田実さんが、「おまえに全部任せるから早く何でもかんでもやってくれ」と言われまして、こちらも今までの経験をもとに取り組んだ経過がございます。
理事会のあり方			一生懸命でいらしたということで、ただ、福祉法人が理事会組織になっていて、すべての問題について理事会の協議のもとに決められていかなければならないという認識はお持ちでいらっしゃいましたか。	ええ、十分持っていましたけれども、ただ時間的なものと合致しない面がありまして、急ぎ過ぎたということになるのですか、凶らずもこういう結果になってしまったことは、大変残念な結末になったと思います。
理事会のあり方			結果的に理事会無視ということになったわけですが、このことについて、今のお立場ではどのようにお考えですか。	理事会、評議員会を無視したというわけではございませんけれども、自分は間違ったことはしていないというつもりでありましたが、結果的におまえのミスではないかということになってしまうのです。それで、自分としても心苦しいですけども、精いっぱい努力して、理事、評議員の皆さんには事のてんまつを報告して、署名人の方にも認めてもらって判を押してもらったりして過ごしておりました。ですから、評議員会、理事会を無視して勝手にやったということは全然ないはずですよ。

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
理事会のあり方			無視したという認識はないのだけれども、結果的に無視したことになった。そのことが……。	その辺がはっきりしない面もありまして、その当時、私は脳梗塞をやりまして、予後の障がいがあったということは否めないと思います。今でもその記憶がはっきりつながらないところもいっぱいありますけれども、ただ自分は悪いことはしていないとその一心で、前理事長の村田実さんに、「私はもう忙しくてかなわないから、土地のことやら何やらみんなおまえに任せるから、いいくあいにしてくれ」と言われまして、それは一生懸命やらないといけないということで、何年かそうしてきた経過がございます。
理事会のあり方			理事長のために一生懸命頑張っておられたが、途中でこの組織の間違いを正していこう、健全化していかなければならないという意識は一度もお持ちになったことはないのか。	私としては、間違ったことはしていないつもりでおりましたので、後からそういうことを言われると、そんなことがあったのかと不思議な気持ちがするのです。
理事会のあり方			事務長から見て、理事会ですね、理事会は定期的に行われていたのか、それともいろいろ何かあったときに行われていたのか、そういう開催の単位と、それから施設長会ですか、その開催の単位は、どういう形で行われていたのですか。	だから、定例会でやっているならいいですけども、何かを起こすときには議事録が必ずないと銀行も金を貸してくれません。ですから、必要に迫られて、当然やらないといけないため、定期的に、月に1回ではないです。その都度その都度やっていました。だから、急ぐときには施設長会から急に理事会になったり、評議員会になったりしたこともあります。ただ、だれも構ってくれる者がいなかった、だから勝手に書いていたというのではないのです。ただ、書くのは私が書きましたけれども、それは持ち回りして了解をとって確認してもらってやっているから、偽証でも何でもないと思います。

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)		
	質問	答弁	質問	答弁
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	法人のお金を使って取得した土地を御自分の名義、あるいは家族名義になさっていたということが上がっておりますが、これも認識していらっしゃいますか。	ちょっと説明させていただきたいと存じますが、昭和38年に西倉吉保育園を開設しまして、そのときに西倉吉工業団地、あるいは県の住宅団地、公社の団地造成がありまして、その隣にぜひひとつ福祉団地を形成してほしいという意向がありました。そのときは石破知事の時代でありましたけれども、そういった工業団地、住宅団地の一帯の中に福祉団地も必要だから、おまえがやってみたらどうだということから始まって、ずっと来たものであります。公共用地の取得は収用法ですね、5,000万円控除、そしてまた1,500万円控除の制度を適用して、順調に用地買収に当たったわけでありまして。その中で、最後に残った用地は、1,500万円控除の適用によって、三者契約といいますが、いわゆる個人個人からの取得によってです。そういう形の流れによって、あくまでも収用法による減免、免除ですね。所得税免除が基本で、大勢の人が協力していただいたと。協力していただいて、三者契約。ちょっと最初は理解でき得ませんけれども、そういう取得方法によって、みのり福祉会が、今は3万平米ぐらいになりますけれども、あそこに一つの福祉のゾーンを、特養の施設なり障がい者の施設なり、デイサービス、ケアハウス、高齢者住宅等々をつくらせていただいたという経緯の中で、収用法に基づいてやったものだというのをひとつ御理解いただければありがたいなと思う。 何遍説明しても、この点が理解でき得ないと、うちにも県の部長をしていた者、あるいは不動産業者もやった者もおりますが、その人すら理解ができ得ないので、非常に私は残念だなと思っております。担当当局も御理解が、きちっとこういう収用法に基づいての三者契約で、まずは土地を協力する人が税金を免除してほしい、公共用地としての買収、措置法に基づいて免除する、収用法で協力するといったことで全部スタートしておりまして、その点を御理解いただければありがたいと思います。そのときの国税局の承認も、国税局の指導によって、全部そういう収用法に基づいてやったことに対する御理解をと思ひまして、きょうはそのときの国税局の指導に基づいた承認書も全部持ってきましてけれども、最後に一団地を整備をするときには必ず何件が残ってくるわけでありまして、こういった替え地の問題なり、いろんな問題でも、そういった収用法に基づいて、不適正な土地取引などはないという見解を持っておりまして、御理解いただければと思っております。		

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	税金対策もありまして、収用法を活用する形で三者契約をしていったと。その方法をとったということで。	全部適用してまとまって、福祉の里などができ上がったということ、それから、当初、1市4町の合併がございまして、三朝、湯梨浜、北栄、関金とありましたけれども、それも全部収用法に基づいて、全部土地取得もさせていただいたということでございます。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	そういう方法をとっていかうとお考えになったのは、どなたかの御指導があったり、お力をお借りになったりしたことがありますか。	それは全部、当時の行政の国税局なり、それから住宅供給公社から指導いただきまして、あの当時、石破さんが理事長でございましたけれども、そういった方の指導も得て、そこからスタートして、徐々に進んで、今日まで進めてきたわけでありまして。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	お金の出どころは法人からですね。	法人ですけれども、私個人の寄附なり、また、それから法人が金融機関から融資を受けた錢も、その他の関係の寄附を受けたものと一緒にあります。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	それと、もう一つは先ほど委員長も申し上げましたけれども、湯梨浜町なり、三朝町、北栄町で少し複雑な土地取引があります。それは本来ならば社会福祉法人で契約すべきものが個人の契約になってしまったと、あなたと奥さんと。これは、御承知のように、先ほど言われた土地収用法によって免税措置があったりしますし、特に福祉関係についても、限度額がございますけれども、税控除があると。そういうことをやって、土地が本来ならば福祉法人と契約しておるものが、どこかわからないけれども、あなたや奥さんの名義になってしまっていて、逆にあなたが福祉法人に対して土地の利用を請求しているなど、ちょっと複雑なことになっているように私は思っております。最初に言われたような形で、本当に土地収用法なり、福祉施設に対する税控除からいたしましても、なかなか理解しがたい問題があると私は思っております。それとともに、最初に申し上げましたように、県議会に在職中に起こった案件があるということで、私は責任が重いではなかるうかと思っております、残念に思っているわけでございます。	最近わかったのですけれども、事務局長も病気で倒れたり、脳梗塞で倒れて記憶が途切れるなどがあったためこういうことになった。何があろうとも、こういう状況にあったことに対しては、全責任は私にありますし、何とかこの点、みのり福祉会を新たに立派にしていくための対応なり支援を一生懸命させていただいたり、それぞれの専門家にも入ってもらって、きちんとやれるような体制になっておりますので、県民の皆さんや地域の皆さんに御理解していただくように、最善の努力をいたしたいと思っている次第でございます。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	ちょっと答弁がなかった点がありますけれども、確かに石破さんの時代に土地収用に当たったの税制上の措置があって、協力してきたという話があったと思いますけれども、今、三朝の土地など、法人が施設を取得するときには、これもやはり土地収用に対する特例や税控除の特例があるわけですね。	法人はね。	

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)		
	質問	答弁		
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	法人は、それが知らない間か、どういう形か知らないけれども、個人名義になっておたではないかと。それで、個人に対して法人がまた使用料を払っていくと、税法上の特例措置を受けておりながら、名義が個人のあなたなり奥さんなどになっていたことが、皆さんが理解に苦しむところです。今、齋江さんからあったのですけれども、これもちょっと不可解な操作であって、あなたが最高責任者ですから、事務局長かどうか知らないけれども、複雑であって、なかなか……。	ちょっといいですか。三朝の場合、そういう全体の用地買収したときのことを覚えているのですが、その一部の用地は法人、計画外の用地買収になってしまって、それはもう売らないということ以外して、事業計画が進むにつれて、「これも買って下さい」ということが出てきた事例だと思います。少しおくれた点があったのではないかと思いますけれども、後の処理については事務局に任せていたのですが、そういうことだけは伺っております。それは三朝の施設の計画外の場所だったということで、「後から追加で買って下さい」ということがあって、「では法人が今買うといっても時間が間に合わないし、それについてはいいぐあいに交渉するなり、ちゃんと買収するなりして、税法上でなくても、そういう個人的な方法で対応するのがいい」と私が言ったことがあります。後の処理方については事務局でやらせていたもので、処理方については私が把握していなかったということであり		
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	では、一部は、村田さん、あるいは奥さんを含めて、あなたの用地になっているということかな。そのあたり、ちょっとまた。	その点を事務局がどうも間違えたり、ごちゃごちゃしているようですけれども、最初は「その一部を売らない」と言っていた人が、「買収してくれ」という、「税金や何かはいいと、農地のままで買収してくれ」ということで、それは、「では法人となると時間がかかる」ということで三朝の件をやった経緯は覚えております。それで、家内の村田理事の名前で、あそこの全体の三朝の山田地区でも、河川の天端の農耕車が通るようになり、水路は猫車が通るようになど、いわゆる県道から三朝の体育館に入る用地が4メートルしかなかったものを6メートルの道路にして、あと歩道をつけるための用地を提供した。また、買収した用地の中でも山田地区からの複雑な要請が出たため、村田理事もとにかく単価や何についても、地元から要望が出るものは全部協力して対応してあげようということで、あそこの町道についてはかなりの金額になりましたが、町に土地を寄附して、道路工事をやってもらった。山田地区の要請を全部受けたときに、村田理事の用地も含めて、それを法人で使ったらいいのだからということで、総合的にいるんな難しい問題がありまして、処理の段階で齋江事務局長も大変だったのではないかなと思います。そういう処理の仕方があって、ごちゃごちゃした経緯の中で、どう答弁したのか知りませんが、一任しており、細かい問題を私が把握できておりませんので、そういう実態があったことも御理解いただければと思います。		

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	もう最後ですけれども、いずれにしても、あなたも買収に深くかかわっておられていたということですね。	買収については、地権者の関係者と「よろしゅう頼む」ということ了解して、大筋は合意しておりますけれども、あとはもう事務局任せで、山田地区の関係者の皆さんとの細かい問題等々も全部、齋江事務局長がみんなやってくれたものですから、一任しておりました。細かい問題は私が言ったって、かえって反発を受けるぐらいなもので。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	もう最後にしておきますけれども、ちょっと公金が入って、特例という形で控除になっていると、これはあなたが経営される福祉の目的のために控除になっているわけですから、こういうものをきちんと投入されるというのが本来の姿であって、個人の登記にかわっていくことは、本当に許せない行為だと。	施設をつくった事後処理がいま一歩きちんできていなかったことについて、反省いたしております。本当に申しわけないと思っております。それをもっと何で、内輪げんかできちんとしておいてくれなかったのだと、何ぼけんかしても言っても足りないほどきちんとしております。そして私もこんな状況でこんな形ということになるわけないということを申し、この点、事後処理ができていなかったために、皆さんに御心配、御迷惑をかけることになったことに対して、反省いたしております。どうしようもないと思っております。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	土地収用法は公共事業の企業者、事業者が、土地を売買ではなくて、収用して得た補償費について、課税を免除するという制度です。そうすると、みのり福祉会が取得するのであれば、適用を受けるのはわかるのですが、その土地が何で村田さんの名義になるのかが理解できないのですが、どう収用法を使ったら村田さんの登記になるのですか。収用法違反ではないですか。	ないです。今おっしゃられる点をそうしなければ、収用法の原則に当たらないわけです。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	だから、収用法は企業者が買収するときだけであって、法人の理事長がなるときには適用がないと思いますけれども。	そうではなくて、たまたま福祉の里のところには村田実個人の土地があって、その土地を2つに分けてとっているわけです。それは国税局の了承を得て、一応、相手は田んぼ、こちらは宅地ですから、そういった同意を得て、替え地を提供する村田実が銭をもらって、替え地を提供するところに、銭を持っていくのが本筋だと思っておったら、それは収用法の原則の適用はならないそうです。私も今、砂場委員がおっしゃられるとおりだと思っていたのですが、国税局に行くと聞かれたらいいと思います。私がそうするものではありませんので。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	そうしますと、今回問題になっている土地は6件あるのですけれども、6件全部、土地収用法と課税特例の適用の絡みなのですか。	そうです。全部、その点を不適正な取引についてということが執行部なり、新聞にもたくさん書かれたから、この点は説明して御理解していただければありがたいなと思って、この6件の関係書類を持ってこさせていただいたのです。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	ただ、県の報告書には、売買契約とあって、土地収用法に基づく収用で、補償金を払っていないという記述はないのですけれども、そしたら県の報告書が間違いということですか。	結局間違いになります。	

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)	齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	県の報告書が間違えているということですか。	国税局の指導で、国税局の承認を得ており、そうしなければ替え地を提供した人が実際売ったことになるわけですから、替え地で売った人の税金免除にはならないわけです。だから、AさんなりBさんが申し上げておりますけれども、みんな替え地を提供ということでも、1,500万円なら1,500万円です。売るけれども、税金は一銭たりともまけないと、税金は見てくださいと、その他の諸経費も全部見ないと、これは絶対協力してあげないということがAさんとBさんのときにありまして、その人達は障害者施設と土地の所有者もダブっていたわけです。Aさんは3件ありますし、Bさんは2件あったわけです。ですから、その関係で、要するに駆け引きの段階で、福祉の里が穴になってしまって困ってしまったため、国税局に収用法を相談したら、飛び離れたところは5,000万円控除とかはなりませんと、替え地で行く場合は1,500万円控除の対象になりますよと指導を受けたものですから、この点は御理解いただきたいと思うわけです。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	終わった後に登記を戻さなかった理由は何ですか。三角売買であっても、もともと代金は法人が出されているわけですよね。	代金は持っていないといけません。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	代金は法人が出されていますよね。	そうです。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	僕は今おっしゃっていることは明確な脱税行為だと思うのですが、そしたら、法人がお金を出している以上は財産を取得された一定期間後に登記を戻すのが当たり前だと思うのですが、ずっと戻さなかったのはなぜか。まして、法人が本来の所有者であるのは、今言われたように、税金対策で替え地で飛び地をやったことは理解するとしても、本来の所有者は法人でしょ。そしたら、その法人から長年賃借料を取られていたのはなぜなのか、そこを御説明していただけますか。	今申し上げた分は、私も交渉に関係したものですから、賃借料などは取っていません。それから、村田実という名義のものが1筆あったのを2つに分けた分について、砂場委員がおっしゃられるように特に目立ったようではありませんけれども、一応、土地は村田実個人が法人名義になってしまったわけです。それで、村田実の2筆分については、Aさん、Bさんに法人から行っているわけです。こちらへ来ているから、それでそういうぐあいになる。後で戻すと、逆にそれこそ国税局に脱税行為だといって大変なおしかりを受けることになると思います。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	県から出された改善命令の中で、分筆が行われたのは、インターグループホームとブルーインターの進入路についてであり、説明があるのですけれども、それ以外は今みたいな記述はありませんよ。それも県の報告がでたらめだったとおっしゃるのですか。	いや、でたらめとは言いませんけれども、見解の相違ではなからうかなと思う。	

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	だから、どこの見解の相違ですか。分筆はほかにはないわけでしょ。全部分筆があったわけですか。分筆というのは、インターグループホームとブルーインターの進入路については、おっしゃったように、分筆があるのですけれども、それ以外には分筆の記述がないですね。	分筆は、場所が違いますけれども、今、最初に説明したところが場所が私の名義になっていたところですよ。それが法人名義になっておりません。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)	ですから、インターグループホームの土地に關したら、最初、福守町407 - 12の1,146平米については、お母様に土地が行って、その代金650万円が法人から支払われていて、その土地を分筆して、残りの420平米については法人の所有と、言われたとおりになっていますけれども、残りについては、インターグループホームの敷地であるけれども、所有権はそのままになっていて、賃借料を支払ったと県の報告ではなっているのですが、土地の動きは違うのですか。	その点は事務局長に聞いてみないとわかりません。それはよく承知しておりませんが、間違ったことを私が答弁したらいけませんので。こちらの今、茶道会館のところなり、あそこの身障療護施設などの問題については、私が最初に答弁したとおりの問題で処理がついていると思います。三者契約というのは、非常に理解しにくい、我々も最初は理解しにくかったわけですが、そういうことでないと、税法上、免除はできないのですよという指導をみんな全部もらって、国税局の指導でやっております。国税局の税法上の問題は齋江が全部やってあったものですから、その点についてはまた後ほど事務局長の齋江にでも答弁させます。こちらの分については、私がわかっていますから。	
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)			内容はいろいろありますけれども、社会福祉法の第二種社会福祉事業については、そういう事業の名称によって特別控除がありまして、所得税がかからないやり方があるのです。それは委員の皆さんがよく御存じだと思いますけれども、5,000万円控除と1,500万円控除の2つがありまして、5,000万円の控除があるのは買い取りで来年も後がない。ただ国税局から書面の通知をもらったなら税金のかからない土地として売買できるということと、それから1,500万円控除については、「自分は田んぼを売ってやるけれども、税金がかからないようにした上にそれに見合った替え地が欲しいと、お金は要らないから替え地をくれ」という人もありますし、それを全部税務署と事前協議して、その上で取引をしているのです。
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)			だからそれは間違いで、前年度が終わった12月末時点で税務署に申告しなければいけないわけですから、それについては間違いのないようにしておるつもりですけれども、ただ、もとの土地を出す人が法人でないことには税控除の対象になりません。個人個人で何ぼやったって何の事業をやっても税金はかかりますよね。だから、みのり福祉会という法人が買って初めて特別控除の協議の棚に上がるわけです。

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)			だからそういうことになる、村田前理事長が登記した以上は取得税を払っておられないといけないでしょう。そのあたりの認識があって、実際に村田さんが取得税を払っておられるのか。法人がそういう税控除の対象になっているため、最初の売買契約でそうしているが、だれが一番そのあたりをよく知っているのだ。そこら辺に税法上の問題点があるのではなからうかと思うが。	税法上の問題点というのは、結局、三者契約で土地を法人に売る。売るけれどもお金は替え地を買うほうに持って行ってくれと。これは三者契約ですね。それについては1,500万円までは税金はかからないと、固定資産税はまた別ですけども、譲渡税はかからないということで、譲渡法の所得税は1,500万円が三者契約。三朝などでも5,000万円控除の売り切りでぼっこり売ってしまって、5,000万円までは税金がかからないという方法をとった人が何人かありますし、そういうことばかりしていたのです。
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)			だから私が言いますのは、個人名義になっておいて、三者協議の中で、売る方も買う者もいかにして取得税を払わずに、そういうことを考えながら法人に売買をやって、実際にはそういう形で個人の登記になっておると、これが一つ問題ではなかったかと。	それが本当ならこれはとてもだめです。だめですけれども、仮に山口委員が田んぼを持っておられて、山口委員の田んぼが欲しいと法人が買わせてくださいと願います。すると山口委員は、「金は要らないから替え地をくれ」と、「田んぼが減ってしまっはいけないから替え地をくれ」といって、あそこの田んぼとかえてくれということを委員がおっしゃったと。それは1,500万円控除の対象で、それこそ社会福祉法の二種事業のどういう事業でということ税務署に事前協議して許可が出れば、「これは税金がただにならなかつたら絶対に売らないぞ」といって、「おまえが見てくれるなら売ってやるけれども」というようなことはしょっちゅうありますので、税控除のための……
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)			何回も同じことを聞きますけれども、御承知のように取得金額5,000万円を限度にしてあれですね、言われたように。	売り切りの場合は、
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)			取引の場合は、	はい、5,000万円までは、
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)			5,000万円と、これは大きな金額ですね。	法的に合致すれば税金はかからないと。
土地取引問題(三者契約と課税特例の適用)			ですから、村田さんにしろ奥さんにしろ、本来ならば譲渡した名義がそういう個人であれば、これは課税対象になっておるのです。「払っておるかどうか」と呼ぶ者あり)だからこれを払っておられるかどうかです。	いや、払わないでもいい方法でやっているのだけれども、それが結局、法人が買うつもりでやっているのならそれでいいのだけれども、法人で登記がしてあるのならいいのですけれども、途中でそのことを忘れてしまって個人の登記にしているということが発覚して…
土地取引問題(登記と賃借契約)	今御説明いただいたことが、正直、よくわからないのですけれども、分筆がない三朝の分の土地のことでお聞きしたいのですけれども、これは法人が土地代を払っていたと。そのことは御存じでしたよね。	最近わかったのです。それが去年の8月にわかったのです。「何ですか、これ、ええ」といってびっくりしてしまったようなことで。		……

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	
土地取引問題(登記と賃借契約)	そしたら、わかった時点で払おうと思われませんでしたか。	払っておいてくれと、払おうとしたら、「そんなことはいけません」とうちの法人の事務局がいて、「それでも、何とかそういう落ち度は今払わせて処理してやってくださいよ」と私が話したら、「そんなことはいけません、法人だ、法人だ」といつてしまった経緯がありました。それで、「何でそのときにきちんと仕分けしておかなかったのですか」と齋江に追及したのですけれども、現状がそういうことになっていたということですね。	
土地取引問題(登記と賃借契約)	そうすると、その三朝の土地は自分の土地という認識ですと来られたということですか。	そうです。びっくりしてしまって。	
土地取引問題(登記と賃借契約)	そうすると、三朝の山田の土地は御自分の土地と思いながら、平成16年4月1日に賃借契約を結ばれていて、総額で766万円、賃借料を受け取っているのはおかしくないですか。	おかしいです。それが7年間続いてしまっていたということなんです。私もびっくりして、「何でそんなことになってしまったのですか」と齋江に聞くと、「とにかく私が16年に倒れてしまったり、後始末していなかったのだから」と言い、どうしようもなかったということなんです。	
土地取引問題(登記と賃借契約)	それで、この土地は村田さんの土地だと思っていて、そうなっているのですけれども、それで、その賃借契約を法人とされましたよね。だから、賃借料をもらってあると、この賃借契約は奥さんになっているのですけれども、何であなたの土地なのに、法人が奥さんと賃借契約をするようになったのですか。	ちやちや話ですけども、最初は村田榮子の土地にしておけという指示をしていたんです。後から追加買収なり、計画外でしたから、その形ですって思い込んでいたため、あくまでもそうしておいてくれ、とした経緯があるんです。その後、こういった経緯の整理をしようと思ったのだらうと思うんです。	
土地取引問題(登記と賃借契約)	そうすると、村田さんは、御自分の土地だけでも、奥さんと法人とで契約しておけと齋江さんに言われたということですか。	いや、スタートが違っておったということなんです。ですから、1年後だったか、スタートラインが違っておるので、スタートに戻してということまでは覚えてはいるんです。それから後は事務局に任せていたので、わからないんです。	
土地取引問題(登記と賃借契約)	それで、この三朝の土地は村田さんのものだけれども、法人との賃借契約は奥さんになっています。それ以外の北栄、湯梨浜は法人がお金を払って、土地は奥さんの土地になっているのです。そして、奥さんと法人が賃借契約をしているわけですけども、その奥さんは知らないと、自分は契約したことを知らないとおっしゃっているのですが、先ほど齋江さんは奥さんがその賃借契約の判こを押されたと言われたのですよ。だから、知らないということは間違っているだらうと思うのです。奥さんは賃借契約をされている自覚がありますよね。	その辺はわかりません。齋江にすべて任せられていたわけでありまして。	
土地取引問題(登記と賃借契約)	そうしますと、賃借契約は村田さんだったり奥さんだったりしているけれども、実際の賃借料、貸し賃は村田さんがもらっておられるわけですが、おかしいと思われませんか。	その点はおかしいかもしれませんが、そういう点はよく承知してはいるんです。	

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
土地取引問題(登記と賃借契約)	お金をもらっておられたという自覚はありますか よね。	みんな任せておりましたから、齋江事務局長に任せておりましたので。		
土地取引問題(登記と賃借契約)	それで、改善報告書の中では、お金を受け取ったのは村田さんだと書かれているのですよ。もらっておられると思うのですけれども。	それはないと思いますが。		
土地取引問題(登記と賃借契約)	自覚がない。	はい、ない。		
土地取引問題(登記と賃借契約)	先ほどの賃借料を受け取っていた件ですが、お金を受け取っていたけれども、自覚がなかったと、お金を受け取っていたと言われましたよね。しかし、この改善報告書の中で、不正に受け取ったお金として見られていまして、村田さんはお返しすると言っておられると報告書には記載されているのですけれども、もらっていないものをなぜ村田さんは返さなければいけないと言っておられるのか。逆に言えば、いわれの無い疑惑を村田さんはかけられているということで、それならば、逆に今改善されている息子さんの理事長を訴えられたらどうでしょうか。いわれの無いことを言われているのに、村田さんはお金を払おうとしているわけですよ。お金を払う必要はないのではないですか。	言われるとおりでありますけれども、今いわゆる不適切な支出に対して、全部ずっと出ているわけです。ですから、細かい点をこちらが弁明することをしていけけないので、とにかく出されているものはきれいな気持ちで弁済する方法をとったらいいではないかという気持ちでいたと思います。		
土地取引問題(登記と賃借契約)	そうしますと、お金を受け取った自覚はないのに、弁済されるわけですね。	総枠の中でね。		
土地取引問題(登記と賃借契約)	弁済されるわけですか。	私はそういう判断をしておりますけれども、相手方がそう思っておられれば、これは仕方ないのではないかと考えております。		
土地取引問題(登記と賃借契約)	改善命令の報告書によると、土地が5カ所ありまして、その金額を合計しますと、平成20年は711万6,000円、平成21年は815万2,000円、平成22年は951万2,000円の家賃収入があることになってはいるのですけれども、そして、村田さん本人が提出された所得公開の報告書によると、不動産所得は平成20年は2,500万円、21年は2,596万円、22年は2,717万円記載されているのですけれども、これだけの額があって、記憶がないのですか。僕は貧乏人でそう思うのかもしれないけれども、700万円、900万円の家賃収入が書いてあるのですが、これは県の書いている数字が間違いなのではないでしょうか。みのり会が改善命令の報告書を出して、今言ったような幾ら支出したかという額が記載されているのですけれども、普通700万円とか800万円の収入があって、私は知らないということはないと思うのですが、みのり会が出した改善報告書の間違いですか。どうなのではないですか。	どこの分の借地料が何ぼで、こちらの分が何ぼかということは私自身わからないのです。いろんなこともあるし齋江事務局長にみんな任せて、ちゃんとやっておいてくださいということになってしまったものですから。		

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
土地取引問題(登記と賃借契約)			今、不正の認識がないとおっしゃったのですが、三朝のデイサービスにしる、湯梨浜にしる、北栄町の交流菜園にしる、土地の代金は法人が支払っておられますけれども、その登記は前理事長や前理事であります奥様の登記になっている。考えれば、お金を払った法人名義で登記するのが普通だと思うのです。どうして別の人間の登記になったのですか。	おっしゃる意味はよくわかります。結局、私が失念していたということしかないので。
土地取引問題(登記と賃借契約)			失念といいますと。	結局、これでいいと思っておったことが、その結果を見れば全然とんちんかんなことになっておるといことです。だから脳梗塞により、そういう記憶がつかないことについて、やはりお医者さんに聞いてみる必要があると思いますし、去年の12月にやめさせてもらったわけでして、今全然、そういう経理のことは頭に入っていないし……
土地取引問題(登記と賃借契約)			失礼ですが、御病気になられたのはいつでございますか。	16年ぐらいですか。
土地取引問題(登記と賃借契約)			そうしますと、以前にどうしてそういうことをしたかということは覚えていないということですか。	はっきり覚えていない。記憶がつかないのです。すごいいつまでも覚えていることや、「こんなことを忘れてしまっておまは何をとぼけておるのだ」ということもありまして、それでちょっと何か……
土地取引問題(登記と賃借契約)			今、16年に御病気をされたということで、それまでの内容がわからないのはわかるのですが、インターグループホームの土地を取得されたのは17年で、それについても登記は違うのです。法人名義で登記されていないわけですよ。それから同じような例で平成20年の北栄デイサービスの土地の取得がありますが、この点についてはどうして法人がお金を払いながら登記が法人ではないのですか。	いや、だからそのあたりが自分でもわからないのです。脳梗塞がそのころの年にあったのならいいが、何年も引きずった後でこういうことが出てきていることについては、病気のせいかなと自分ではそういうくあいには思っていないのです。
土地取引問題(登記と賃借契約)			そうしますと、すべての土地についてはどうい認識をお持ちだったのですか。法人が登記されていると誤解されていたのですか、それとも村田さんがお金を払われていたと誤解されていたのですか。どちらの認識をお持ちだったのですか。	だから、登記の名義人が払ったならいいですけど、法人が払って個人の登記になっていると、そこが後から言われて、今言われても何でそんなことになっているのかと、病気の予後のせいかなと自分で思ったりしているのです。
土地取引問題(登記と賃借契約)			その土地の登記の手続はどなたがされたのですか。	私がやりました。やったというのは、契約書や領収書を持っていった司法書士に頼んで、これをだれの名義で登記してくださいと。
土地取引問題(登記と賃借契約)			それは買われたときに法人のものとして登記されたということで今言っておられますか。	法人で登記したつもりでいたがそうではない、個人の名前になっていたと出てきているのですね。
土地取引問題(登記と賃借契約)			それで、登記されたのは齋江さんですよね。	私ではなく、登記してもらうために書類を持っていった、司法書士さんに登記をお願いしたと。

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
土地取引問題(登記と賃借契約)			だれの登記にするかという辺が、法人……。	だからそれを、「法人の登記にしてください」ということで頼んであれば、司法書士は法人の登記にしているはずですが、持っていく間に自分を変えてしまっている、勝手にそんなことになってしまっているということが、ちょっと残念だということです。ちょっとどころか、自分ではわからないのです。
土地取引問題(登記と賃借契約)			私の記憶では、登記をするときには売買契約書と領収書みたいなものが一緒にあって、それがまた登記証みたいなことになっていたので、売買取引書というのは、法人が売買契約書を結んでいたわけではないのですか。売買契約書はなかったのですか。	契約書はあるはずですが、でもね。
土地取引問題(登記と賃借契約)			その契約書があって、個人の名義に登記ができたということですか。	だから、登記の段階では、税務署の事前協議の承認したという国税局の判の据わった売買の届けがあったり……。
土地取引問題(登記と賃借契約)			契約書がありますね。それがあって、登記の原因というやつがありますね。売買という登記の原因、売買ですね。	はい。売買ね。
土地取引問題(登記と賃借契約)			それは、売買は、登記の原因は売買契約書だと思うのですが、その売買取引書が法人の名前であるはずなのに、それを個人の名前で登記をするためには、何らかの作為がないといけないと思うのですが、それはどういふことですか。	だから、登記所に登記をお願いするのは、司法書士のところに持って行ってお願いするわけですが、その時点で、登記簿と権利証と印鑑証明とをそのまま持って行って、売買契約書までは出してないような気がしますね。
土地取引問題(登記と賃借契約)			結局、土地の契約者はだれですか。	もとはといえば、みのり福祉会です。みのり福祉会がこの土地を買う。
土地取引問題(登記と賃借契約)			法人が契約者ですか。	法人が契約者で、法人がこの土地が欲しいと。そうすると、その土地を持っている人は、「いや、確かによからう、渡してあげるけれども、自分はおそこの土地が欲しいから、それとかえてくれ、かわってやる」ということです。
土地取引問題(登記と賃借契約)			県からの文書では、実は理事長が契約したということで、所有権も理事長になっていたという経過がございまして、契約者は法人だったと。	契約者は法人でない許可にならないので、法人が買わないと、法人がこの土地が欲しいと。だけれども、このもとの所有者はおそこの替え地が欲しいと、だから、お金は法人から替え地のところに行ってしまうのです。すると、ここが法人の土地になって、向こうはここにおった人の土地の名義になると、それを登記するだけです。

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
土地取引問題(登記と賃借契約)			そうしますと、土地の契約は法人で、だからお金も払われたと。	法人と代替地を出す人と、それから名義人と、三者になるのです。3人いないと、一連の取引ができせんので、税金が、仮に1,000万円でもなしに売り買いしたとしたら、大体26%が税金でしょう。それがかかると困るから、初めからそういう形で法的な名称、分類の名称が税控除の対象になる事業でないとかかれないということにして、「もしそれが税控除の対象にならないようだったら、税金を払ってあげるわ」とか、そういう言葉が出てこない、取引が成立しないと思います。
土地取引問題(登記と賃借契約)			そうしますと、三朝のデイサービスの駐車場についてお聞きしたいのですけれども、この法人がお金を払われた土地は、どなたの所有という認識ですか。	これは当初の計画が村田榮子さんだったと思います。
土地取引問題(登記と賃借契約)			最初を買われたときの。	買ったときは、最初も後もないのです。それまでの計画の時点では、法人が買って、法人の土地にしようということで協議していたけれども、それは税金が小さいところだったので、今駐車場になっていますが、60平方メートルぐらいのところがあったのです。それを結局、特別控除で買おうと思ったら、駐車場などはだめだということがあって、許可が出なかったです。
土地取引問題(登記と賃借契約)			そうしますと、法人としては持てないと、今言われましたよね。法人として買おうとしたのだけれども、法人としてはそういう駐車場などが持てないということで、結局所有は.....。	いや、違います。
土地取引問題(登記と賃借契約)			違いますか。	持てないではなく、法人で買おうと思って、法人で登記するはずが、個人の登記になってしまっていたと。そこで誤解が生じているのです、そこで。
土地取引問題(登記と賃借契約)			もう一つだけ。そしたら、所有は法人ではないということなので、所有している方に代金を請求しないといけなかったと思うのです。それはなぜされなかったのですか。	いや、だから、それを気がつかないで個人名義になっている結果があって、「悪いけれども、こういうことで気がつかずに変な登記をしてしまっているから、かえさせてもらう、代物弁済する」ということで、一件落ち着いたと思いますけれども、だから、悪いことをしておいて、それを戻したらいいではないかということと、それだけならいいけれども、「では、罪はどうするのですか、おまえは悪いことをして、取った金を戻したらそれで済むと思うのか」ということが出てきますね。それで、もうそういうことはよくわかっています。
土地取引問題(登記と賃借契約)			確認しますと、法人がお金を出して土地を買ったけれども、登記については失念をしたか何かのミスがあって、個人、村田さんや奥さん名義になってしまったが、その経緯については病気とかがあったため覚えていないということなのですか。	はい。

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	
土地取引問題(登記と賃借契約)			<p>そうしますと、法人がお金を払って、法人が土地を持っていたという認識をお持ちなのに、どうして村田さんや奥さんと賃借契約を結んで、何千万円もの土地代をお支払いになっているのですか。矛盾していると思うのですが、わかりますか。法人が土地を持っているという認識をお持ちなのに、どうして前理事長や奥さんと賃借契約を結んで、何千万円のお金を法人が支払う形になったのですか。自分の土地に他人と契約してお金を払うのですか。</p>
土地取引問題(登記と賃借契約)			<p>払わないですね。</p>
土地取引問題(登記と賃借契約)			<p>いや、そこが自分でもわからないのです。</p>
土地取引問題(指示者)	<p>ちょっと戻って恐縮ですが、いろんな土地の取引があって、最初に村田実個人でやらなければ、相手が受けてくれなかった事情があったことは理解するのですが、基本的にはその土地については法人がお金を支出しているわけですね。そして、その土地については法人が利用しているわけですから、今回の改善命令の中にもその土地の登記自体については法人登記しなさいということで、村田参考人も了承された報告書にあるのですけれども、そうした土地がそういうものであるにもかかわらず、村田さんの登記のまま長年放置されていたし、最初の登記がそうなされていたことに対する疑問だけは、今の御説明では私どもは理解ができません。一番最初のときにそういうことがあったとしても、やはり正当な権利者のところに登記が帰着することが当たり前だろうと思っておりますし、</p> <p>それから、もう1点、そういう認識できちんとされていたにもかかわらず、これだけ長年間で、それは額が1,000円、2,000円という話ではないわけですよ。しかも、先ほど言った、1,000万円近い額が毎年出ているにもかかわらず、「いや、私は細かなものはわかりません」と言われる感覚がちょっとわからないのですよね。しかも、法人の県に対する監査にかかる決算報告は、村田実と名前を書いて判をつけて出されるわけですよね。そんなにずさんな決算報告がなされていたことが理解できなくて、任せた任せたと言われているけれども、実は御存じではないのかという疑念が払拭できないのですが、そのところを、先ほど言いました点も含めて、ちょっと御説明いただけたらありがたいです。</p>	<p>総括すると、私自身もその点が言われるとおりに残念だなと。何でこんなことになってしまっているのだということの内輪で指摘しながら、今日まで来てしまったということです。それが去年の8月の時点で、そういう見解がわかったので、そのときにはいろんな議論をして、さかのぼって、いわゆる金を法人に返すなり、法人で仕分けしたらどうですかという話をしたのですけれども、もう仕分けなどということより、法人にきちんとして、全額返してもらおうことにしようとして、理事会や評議員会で決めたようでありまして、それに従うしかなかったということです。それまで、それだけのことが残っていたということを私自身も残念に思っております。</p>	

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)		
質問		答弁		
土地取引問題(指示者)	<p>ちょっと話を戻すようで申しわけないですが、今回が一番の問題は、土地購入に当たって、法人が使用する土地を三者契約や直接などのいろいろな方法で行い、法人がお金を払っておきながら、その土地の名義はかえなかったり、あるいは村田さん個人の名義にしたりということがあり、その上で、賃借料まで払っている。このことが一番大きいことですが、きょうの村田さんのお話では、そこには何の問題もなかったと、ただ、我々の理解、要するに県の側の理解が足りなくて、指摘されているだけだということが大筋であって、それと、もう一つは、事務局長に任せていたので、それが自分としては残念でたまらないと、この2点だったと思います。</p> <p>私たちは今回のことに当たって、監査に当たった会計士からもお話を聞きました。その中では、こういったことが監査の中で県の職員が行ういわゆる素人の監査ではなかなかわからないでしようという話でありました。いわゆる作偽を持って、わからないようにやったのではないかということまで思える内容ではないかと思うのですが、それから、もう一つ言えば、先ほど齋江さんのお話の中で、司法書士に書類をすべて渡して、それで登記してもらっていると、自分としては何でこうなったのかわからないと、だれかが、この土地を売買の結果、だれだれの名義にしないかということがあって初めて司法書士は土地の名義をだれ名義にするということをやろうと思うのですが、齋江さんはそれをわからないとおっしゃいました。これは村田さんの指示があって、いわゆる司法書士に村田さんが指示されて、そういった土地の名義になったのですか。</p>	<p>それは全くありません。それから、この土地の三者契約の問題は、村田雪子関連については、齋江がやっていたものですが、きちっと筋を通してしてあるものだと、事務局でやらされていたものですから、作為やこうして利益を得てやるなどは全くないと、私は信じております。はっきり言って、そういうことはありません。ただ、村田雪子はおぶくるですが、恥ずかしい話だけでも、私の話は全く聞かないものでして、というのが、西倉吉園開設の当初、補助金も何もありませんから、先祖の田んぼも畑も売って園舎を建ててしまったわけです。施設をつくるときにその都度、農地も田んぼもみんなつぶして、施設の建設費にみんな持って行ってしまったものだから、こんな話するのは申しわけないですが、私の言うことは聞かないし判も何も押さないで、齋江事務局長の話だけはよく聞いて処理したようでありまして、その点は私もどう答弁していいかわかりませんが、厳しかったものです。そういうことで、作為なり、この土地の購入のためにこうしてああしてもうけたいということとは全くない。そういったことは絶対ないと信じております。</p>		
土地取引問題(指示者)	<p>その賃借料の件ですけれども、先ほど齋江事務局長が来られていたときに、払ってくれと言われたと言っておられたのですよ。だから、契約も交わさないとけない流れになったという。齋江さんは、土地は法人のものだと思っていたと。だけれども、何だか村田さんの土地になったり、奥さんの土地になったりして、賃借料を払えと言われたのでというお話があったのですが、齋江さんが言われたことが事実ではないということですか。</p>	<p>ない。それは違います。</p>		

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
土地取引問題(指示者)			先ほどの三朝デイサービスの駐車場の土地のことで伺いたいのですけれども、だれに言われてこの土地の代金を払われたのでしょうか。法人が買っておられますよね。だれに言われて買われたのですか。	結局、工事が始まるまでに、まずどういう建物を建てるか、基本的なものは話が固まらないと。だれの田んぼを買っていいのか、どんな規模のものを建てたらいいのかわからないで、そんなことができるわけがないですから……。特に三朝のあそこの土地は、やはり世界一のラジウム温泉が出る場所ですから、すごく高い土地で、部落の人とも何回も何回も総会を持っていただいて、「こういうものを建てたいので何とか協力できる人があれば協力してもらえないだろうか」というようなことで、結局あそこの宮ノ谷線という道路がありますけれども、「道幅が狭いのでせめて6メートルの幅にしてもらわないとこういう建物は建てさせない」と三朝町から回答があって、その後、村田実さんもあちこち買った土地のほかに三朝町に2～300万円の寄附をした。また、道路の下水も掘らないといけない、配管も何もしなければいけない、大変な工事をやった覚えがあります。
土地取引問題(指示者)			伺いたかったのは、この土地をだれが買おうと言われて、だれからこの土地を買おうかと、だれに言われてこの土地代を払おうということになったのですか。その土地を買うという決断の経過を教えてくださいたいのです。	経過は、法人の事業だから法人で買う必要があったと思えますけれども、ところが登記を見たら法人の登記ではなくて個人の名前になっていたと思います。それで、何でかそこら辺が自分ではわかりません。
土地取引問題(指示者)			今の土地代の借料ですね、これを払うということの決裁といいますが、その指示というのは、理事長から事務局長に土地代を払えという指示があってやってられるのですか。	当初、借地料の金額を決めるときに、こういうことで決めたからいいかということで、構わないと村田実さんが判を押すと、施設が払っていくということです。
土地取引問題(指示者)			ということは、決めたといいのは、理事長がその土地の借料は幾らだからこうやって払いなさいという命令が事務局長にあったと、こういうことですね。	「それをおまえに任せるからやれ」と、「単価を決めたり、借地料の金額を決めたり、払い方について、私は忙しくて、もう一々そんなの構ってられないので、おまえが全権を任せるからやってくれ」ということです。
土地取引問題(指示者)			今のお話ですと、土地は法人の土地だと認識していたと。そのためのいろいろな手続も税務署に行っちゃんとして、それで法人と土地の所有者との売買契約書をつくって、法人の土地だと考えて、事務局長がみずからこれは借地料として理事長に払うことになりましたということで払っていたのですか。それとも、理事長の側から土地の借地料を払えという命令があってやったということですか、どっちですか。	だから、世間の状況をいろいろ判断しながら借地料を決める、契約書を書く。そうすると、対象施設は個人に借地料を払う。法人が買ったら法人は払う必要はありませんから、あくまで個人だから、個人で確定申告をしないと。だから、県からも今まで議員報酬やいろいろ出しています。みんな合算して収入に上げて、税理士に任せて……。

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
土地取引問題(指示者)			いや、私が聞いているのは、借地料を決められたわけですね。その借地料が幾らと決めるのは任されたとおっしゃいましたが、要するに、例えばこの土地の借地料を払うか払わないかがありますよね。そのことについて、事務局長は土地を購入に当たっては事前に税務署に行って控除ができるような手続の書類をつくって、そして法人の土地になるという契約書をつくって、そしてお金も法人から払って、それで法人の土地になっているものだと思っていたとおっしゃいましたね。それで、司法書士に書類などは全部渡して、司法書士が登記してくれたので、法人のものだと思っていたと、こういうことですね。だけれども、今度は借地料の話ですね。借地料は、法人の土地だから借地料が生じることはあり得ないわけですが、払うことになった経緯としては、理事長から借地料を払いなさいということがあったのか、それとも、事務局長が判断で借地料を払うことになったのですか、どちらですか。	だから、もちろん借地契約書にないものについては払う必要はないですから。だから、契約書にあるということは……。
土地取引問題(指示者)			借地契約をしているのですよね。	はい。
土地取引問題(指示者)			その借地契約に載ったいきさつはどのようなことですか。土地がたくさんあって、その一筆が載るのだと思うのですけれども、本来土地の売買に当たっては、契約書から何から全部つくられたのは事務局長がつくられて、この土地は法人の土地だと思っているのに、その一筆が借地料の契約書に載ってきているわけですね。その載った経緯はどのような経緯なのですか。	だから、結局、登記する以前の名前で契約をしたら、当然払わないといけないでしょ、個人が上がってきますから。そこら辺がやはりちょっと……。
土地取引問題(指示者)			では、これははっきりしなかったんで、もう1点だけ。 司法書士のところに書類を全部持って行って登記をしたという話ですけれども、それは村田実氏が関与していたのですか、関与していなかったのですか。もう事務局長と司法書士だけの間だったのですか。その間に村田さんが入っていたのですか。	私が書いて、「これでいいか、持っていきからね」ということで、当然本人が判を押さないとダメなので、そういう手続の仕方はしていました。
土地取引問題(指示者)			それは決裁の判ですか、それとも、何の判ですか、その判というのは。	だから、契約書を書くときに。
土地取引問題(指示者)			その法人の判ですか、それとも村田氏の個人の判ですか。	法人の判も、法人の長と個人とは利益相関関係になりますので、それはできないから、だれか代理人を立てて契約するなりということは……。

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
土地取引問題(指示者)			ちょっと話が混乱しているのですが、登記の話ですよ。土地の登記の話です。司法書士に書類をそろえて、これで登記してくださいと持っていきますね。売買契約書もちゃんとあるわけですから、法人の名前での売買契約書が。それなのに、どういう経緯で村田さん個人の名義になったのかが知りたくて質問しているのです。要するに.....	だから、そこが結局.....
土地取引問題(指示者)			村田さんがそこに関与していたということですか。	関与は当然、最終的には判を押さないといけませんので。
土地取引問題(指示者)			いや、その判というのは何の判ですか、それは。	その契約書にですよ。
土地取引問題(指示者)			いや、契約書は事前に税務署という協議されて、控除ができるように法人との契約の契約書をつくっておられるわけですよ。その法人の判は事務局長のところにあるわけですね。	そうです。
土地取引問題(指示者)			ですね。そうすると、村田さんが判を押さないといけないというのは、個人の判の話ですか。	個人の判ですね。
土地取引問題(指示者)			何でそこに村田さん個人が判を押さなければいけないのですか。	そこがちょっとおかしいなといって自分でもわからないのです。
土地取引問題(指示者)			それでは2つ契約書がつくってある。	そんなもの二通りはないですよ。一つしかない。
土地取引問題(指示者)			2つ契約書がないと、村田さん個人の判を押すところなどないはずですね。	だから、それで、契約は借地料を払う段階については.....
土地取引問題(指示者)			いや、借地料ではなくて、登記の話です、今。	だから、登記の話は、法人で登記しないとけないのが個人で登記してしまったのが間違いだったということ。
土地取引問題(指示者)			いや、だから、何でそういうふうになったのかが知りたくて質問しているのです。	私が失念してそこがわからないものですから、自分でも理解ができません。何でこういうことになってしまったのかなと。
土地取引問題(指示者)			そこには法人の売買契約書も一緒に渡してあるのですね、司法書士には。	いや、司法書士には持っていったいないと思います、多分。印鑑証明と権利証を持って行って登記してもらうのです。
土地取引問題(指示者)			だって、登記の原因は売買でしょ。	売買ですよ。
土地取引問題(指示者)			売買に売買契約書なしでやられるわけですね。	売買契約というより、これこれを登記してとって持っていく。

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
土地取引問題(指示者)			今度は賃借契約のことでお聞きしますが、村田榮子さん、理事長の奥さんですね。村田榮子さんと賃借契約をされているのですけれども、村田榮子さんは契約したことを全然知らないと言っておられまして、この賃借契約はどなたがされたのでしょうか。	私は賃借契約を書いた覚えはありますよ。書いた覚えもあるし、村田榮子さんに判を押してもらって、1通ずつ持っという覚えはありますよ。
土地取引問題(指示者)			もう一度確認ですが、村田榮子さんは自分が契約をした覚えがないと言っておられるのですけれども、知らない。	覚えがないと云って、こちらが覚えている。
土地取引問題(指示者)			では、村田榮子さん本人が契約書の判を押されたのですか。	だから、村田榮子さんも忘れていたところがあるのではないかと云うのです。
土地取引問題(指示者)			いやいや、村田榮子さんが覚えておられないのは、それはそうかもしれませんが、賃借契約書に判を押されたのは村田榮子さんでいいのですか。	村田榮子さんでいいですよ。
土地取引問題(指示者)			もう一度確認させていただきたいのですけれども、法人として所有をしていたと自覚しておられた土地の賃借契約を村田さんしたり、村田さんの奥様とされたりしているのですけれども、その契約は御自分でされたとさっき言われました。	多分、字を見ればわかると思いますけれども。
土地取引問題(指示者)			だれに言われて契約をしようという決断をされたのかを。	だから、借地料を払おうと思えば、でも契約書がないと払いようがないですから。
土地取引問題(指示者)			それで、その契約をしなければならぬ、では契約をするというのをだれかに言われていたわけではないのですか。	ではないです。当然県の監査も毎年ありますし、金の使い道については厳しいチェックが入るし、何を根拠に賃借料を払っているのかと言われたときに困るから、また申告のときにもない困りますので、契約はその都度、変更になった都度していると思います。
土地取引問題(指示者)			では、その契約のお金を払っているから契約書を交わさなければならぬと思われたということ、別にだれかに言われて契約しなさいとかという指示があったわけではないですね。	みんな任せるからと言われたら、やらないといけないと思います。

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
資産報告・所得報告			村田実さんと公私一緒にずっと頑張ってきたということですが、例えば村田さんの資産報告や所得報告はお書きになられていたのですか。	税務申告、確定申告をするときに全部資料を持って行って、税理士にお願いしていましたので。
資産報告・所得報告			選管に出すほうの分ですけれども。	選管に出す分は、後援会のほうでしょ。
資産報告・所得報告			そうしますと、県に出されている資料によると、参考人が法人の土地と認識した土地が全部、村田さん名義で羅列されているのです。そうしますと、村田さん自身は自分の土地だという認識があったと思うわけです。その村田さんからは参考人や事務の担当者に「これは私の土地だから、賃代を払うのはおかしいよ」なり、「法人がお金を出したから私の土地になるのはおかしいので直しなさいよ」という指示は一切なかったのでしょうか。	みんな自分に任されていたという記憶はありませんので、だから、それは税務上の問題は税理士に相談しないといけないし、手に負えないときは税務署に行って指導を受けたりしてやりましたので。
資産報告・所得報告			では、今言っているのは、議会事務局に出す書類は村田さんが判こをつけて出す書類ですが、当然そこに今回の土地が列挙されているわけです。そうしたら、村田さん自身はこの土地は自分の土地だとわかっているはずなのに、それについて一切指示はなかったのかどうかということを知っているのか、そこをお答えいただけますか。これは間違えて資料はなかった。	いや、村田実さんがこれは間違っているといっで……(発言する者あり)
資産報告・所得報告			いやいや、あれです、議会事務局に提出する資産報告です。なかったわけですね。わからない。覚えていない。	ないと思いますけれども。

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)			
	質問	答弁	質問	答弁	
民間給与改善費問題	先ほど今回の改善命令等々が出るまで、監査等で指摘を受けたことがないという話が出たのですけれども、一つは、平成19年度に平成18年度の監査をやったときに、ブルーインターの職員の皆さんの給料を上げるために支出されたお金が全額借金の返済にされていて、それから5年間、毎年指摘されていながら、一切改善ができなかった。齋江さんに先ほどお話しすると、施設長からやいやい言ってこられたのだけれどもという話でしたが、その件については、こういう県の指摘があったのだったら、それを真摯に受けて、5年前から改善なされるべきだったと思うのですが、いかがですか。	実は、ブルーインターの開設当初、私も母子家庭で育てられたものでありますから、母子福祉大会にはずっと出ていた。ところが、その当時は鳥取県には母子援護施設がないということで、県が建てないといけないという要請をいつもしていたところ、あなたがやりなさいということで、私がスタートした経緯があるわけでありまして。その指摘に対して、いろいろ交渉しながら、当時聞いてみると人件費分が5,000万円あったと。その5,000万円のうち1,000万円の償還金があって、その1,000万円は通常経費の中から500万円出して、それからあと500万円については、職員の臨職と正職とのバランスによって500万円ぐらいは埋まるから、償還金の1,000万円は出ますという話を聞いていたものでありますので、そういう意味で、私は何とかそういった点を交渉してみなさいと、母子援護課とも交渉しながら対応してみなさいという話をした経緯があったが、ずるずるとなってしまうことを反省しております。しかし、これはそういう事情があったことを加味していただければありがたいなと思っております。当時の部長や出納長も一緒でしたけれども、そういう話は抜きにして、そういう問題をきちんとそのときに整理しておけば、こういうことはなかったと思いますけれども、そういった話があったことに私の心の緩みが若干あったと照って、反省しております。 もう一つ、借地料も去年の8月に理事評議員会にかけて高い安いも全部見直して決めてもらい、それで、今まで高かったものについても、決めた額から全部返還すると。代物弁済でも何でも返還しろと、もう返還してしまえと、こんな誤解を受けたりいけませんということ、事務局にも言って、見直した金額と今までとの差額金です。ね、今回、差額金を全額法人に返して、軌道修正をきちんとしようということで全部そういう指示をして、今回そのようにさせていただく考えを持っておりますので、御理解いただければと思います。			
民間給与改善費問題			ブルーインターの民間給与改善費についてですけれども、これについては、平成18年度決算から5年間にわたって、本来使える、借金へ返済に充てていい額の倍以上が返済されていまして、19年度から毎年改善の指導がなされたにもかかわらず、改善がなされなかったのはなぜですか。	結局2年度にわたって所長が本部に物申したと。民改費を使い過ぎだから、返してくれと言われたけれども、お金がないからどうしようもないで1年目はそれで済んでしまったと。2年目になって、またお金がないで、返してくれと言われても、また本部のお金がないから返せないということになって、その時点でうやむやになってしまったと。所長もかっかっきて、県からは監査に来るたびに言われておるし、本部は何もしてくれないといって、すごい息巻いていました。それはどういう原因だったかは、ちょっとわからないです。ね。	
民間給与改善費問題			わからない。	金がない、返す金がないというのは。	

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	
民間給与改善費問題			いや、返す金がなくても、新しく来たお金をまた同じように、使ってはいけない額を返済されているでしょう。それは前理事長の指示なのか、参考人の判断ですか。
民間給与改善費問題			わからない。
民間給与改善費問題			だから、この問題は、指導があってから5年間続いているわけですね。最初の2年間のお金を返せないというのはわかるのですよ。でも、3年目、4年目、5年目についても、また同じように、本当は使ってはいけない民改費を借金の返済に充てておられるではないですか。そのときの判断は前理事長の指示だったのですか。それとも、別の人の指示、事務長の御判断だったのですか。2年間、前の分の借金はお金がないから返せない、わかりました。ではその後、担当の施設長がかっかこられていて、文句を言っているのにもかかわらず、お金を流用したのはどうしてなのですか。
会計間流用	もう一つ、決算書を長年見させていただくと、経理外区分の処理がなされていたり、会計外区分、要するにいろんな会計がありますよね。その会計は、福祉の場合には必ず単年度でもとに戻さなければいけないものが、ずっと積み上がってきているわけですね。ここの施設からこちら、ここの施設からこちらと、お金の流れがあるのですけれども、今回の分については、この前も指摘があったのですが、例えば施設をつくるときに、大変だというのはわかります。今、福祉が非常に大変なものですから、財政的なものを受けるために、新しい施設をつくって、借り入れを起こして、そしてこちら側のお金を補てんする。そしてまた、次のものをつくって補てんするという形の経理が行われていたのではないかなと。それが今回の不正経理、指摘を受けたような経緯の状況になったのではないのかなという気もしているのですけれども、みのり福祉会の経営は、健全経営がずっとなされていたという御認識をお持ちでしょうか。それとも、苦しい中、こういう形になったという御認識があるのでしょうか。いかがでしょうか。	苦しい中、何とか施設の建設に当たって竣工に向かってということでやりくりして、調整していたことは事実です。そういった点で、事務局も大変だったろうなと。それで、銀行から借り入れた後、きちっとして整理をしておけよという形で厳重注意したり、厳重にやっておいてくださいよと言っていたわけでありませうけれども、それが事後処理が不備であったということは私も反省しております。そして、事務局に対しても、反省しながら、今全部いったことを集約、整理し、きちんと対応して、皆さんにこうだと、これならと言ってもらえるような整備、あるいは健全な姿にしていきたいと思っております。	本部がそこに払ってやるだけの余剰金があったら、本部に繰り入れか何かして、払ってやれたかもしれないけれども、それができなかったもので、そういうことになってしまったのですよね。ということは、施設を建て過ぎたということかと思つた。そこは何かわからないです。
			安長所長は言っていましたから。もともとつくる時には、そうやって資金計画も何もかも出して、「これはめったにない仕事だから、早くやれ」といって、当時の部長から母子寮の関係などいろいろあって大変でした。
			とにかく払わないことにはどうにもならないし、余剰金がある施設なんてないし、もう同じようなら、やはり払わないといけない。プルーインターの施設が民改費から払えればいけれども、払えないのを無理して今まで来ているところにもってきて、何年間もそうやって払ったから、とうとう県もキレて、これはいけないということになった経過がありますので、どうしようもなかったです。使えるお金がなかった、民改費の枠を超えた金額をもう払ってしまっていたということで、どうにもできなかったということがあると思います。

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)	齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)		
	質問	答弁	質問	
簿外経理と香典	お金の別件でお伺いしますけれども、長年にわたりまして、特別養護老人ホームで簿外経理が10年間にわたって行われていて、不適正な香典代ということで村田さんが699万円使っておられるのです。それから、この特別養護老人ホームから役員報酬、規程にない報酬以外、一時金ですね、期末手当を平成16年から月額38万円もらっておられて、これは村田さんが特養ホームの施設長にお金を出してくださいという指示を出されたのでしょうか。	それは出しておりません。ただ、大体どこの法人もそうだと思いますけれども、理事長は大きい施設になると常勤勤務が義務づけられておまして、そういう報酬は受け取ってもいいということでもあります。最初のときには、定員充足が大変な状況でございまして、ショートの場合でも、非常に定員定数に当たらないという大変な状況が福祉の里全体でありまして、とにかくこれも、一つの香典にしても、線香の一本でもという気持ちで、そういう一つの考え方に立って、できる限り行ってくださいと、出てくださいと施設長も言ってくれますし、そういった対応を一生懸命させていただいていた経緯であります。それと同時に、報酬についても、常勤であることの承認を理事会でしていたようです。ですから、「いいですよ」というので、「そうですか」ということで来てしまったものです。		
簿外経理と香典	続けて、この香典代は使っておられますけれども、これについては、いけないというふうに思われませんでしたか。	香典については、私はいけないとずっと思いませんでした。それは、福祉の里形成のときには、地域から何から、もう本当に大勢の人に大変お世話になったものですから、そういった入居者の関係、職員の関係、いろんな関係で、線香一本でもという気持ちで葬に出るのは大切なことだからということをしょっちゅう言われたものですから、そういったことは思わなかった。とにかく当然だと、当然に私、県議員個人のプライベートのものは別ですよ。ですけれども、施設の関係者、福祉の里全体の流れの中の関係者の香典、葬儀にはもうできる限り出てくださいということを出っていましたので、そこまでは思わなかったです。		
簿外経理と香典	それで、その香典ですけれども、「みのり福祉会理事長、村田実」だったら法人から出ても、成り立つかもしれないですが、「県議会議員、村田実」の香典代まで出してもらっているというのは、	それはありません。絶対ない。		
簿外経理と香典	県の報告書では、違法とされたのが2点ありまして、1点目が鳥取県議会議員、社会福祉法人みのり福祉会の連名で出したもの、次が鳥取県議会議員名義で出されたもの、3点目が平成15年から18年について、不定支出分、法人とのかかわりが深い1305万円を除き、法人とのかかわりが薄く、不適正と判断したものであるという3点が計上されているのですけれども、その2点目の鳥取県議会議員という形のものはないわけですか。ここの部分についても、県の報告書がためなわけですね。	いや、そうではなくて、連名の分、みのり福祉会理事長、県議員という連名のことについては、施設長が、みのり福祉会理事長に県議員も連名で出してもらったほうが重みもあるから、そうしなさいという声があるから、そういうぐあいにしたらどうだろうかという見解でして、連名のものはあったと思います。		
簿外経理と香典	いや、でも、ここにはもう一つ、3つ上がっていて、1つは鳥取県議会議員の名義で支出された単独のものがあるというのがあるのですが、これ.....	それは絶対ありません。		
簿外経理と香典	これは、ここも県の報告書.....	県議員、村田実というのではありません。		

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	
簿外経理と香典	では、県の報告書が間違いなのですね。	間違いと、私はそう思っております。そういう見解だと思っております。	
簿外経理と香典	そうしますと、それも返すと村田さんが言っておられると、それも含めて不適正だったとなっているのですけれども、そんなことはないというながら、なぜ村田実、香典代は返すという話になっているのですか。	そうではなくて、返すということになっているのは、連名となったものです。	
簿外経理と香典	いやいや、違います。個人名になっているものについては、施設からお金が出ているのに…。	プライベートの個人名のもは施設長も私もちゃんと個人でしておりますので、その中で、施設長の判断では、重みがあるから、途中でそういうスタンプをつくって、出していたものについては、あくまでも一応返還するべきではないだろうかということで、連名のものについては返還するという。	
簿外経理と香典	でも、ここの部分は法人からの回答なのですよ。県の指摘に対して、法人からが前理事長に対して、今言いました3点の合計699万円について返還を求めます、あわせて、事務処理を行った前理事の責任についても追及しますというのが、県ではなくて、みのり福祉会からの報告ですけれども、みのり福祉さんからの報告が間違いだったわけですね。それはないわけですね。	間違いだと思っております。あくまでも県会議員個人名は出しておりません。連名のものについては、それは半分はそう、半分はそうなら、ちゃんと返しておくべきだと思っております。	
簿外経理と香典	もう一つ、特別養護老人ホームの簿外経理のことをさっき言いましたけれども、そうしますと、この簿外経理は香典代に使われていたということですが、施設長が勝手に簿外経理でやって、香典代にしていたと。だから、村田さんは簿外経理のお金が香典代に回っていたということを知らなかったと。簿外経理がされていたのも知らなかったということですか。	そうです。	
簿外経理と香典			続けて同じようなことですけれども、どういう認識をされているのかをお伺いしたいのですが、間違ったことはやっていないと思っているとおっしゃっていますが、今お話しした土地の他に簿外経理がありましたよね。簿外経理で、その簿外経理をもとに村田氏の香典がそこから出ていたと思うのですけれども、その簿外経理は間違ったことではなかったのですか。事務局長はどういうふうに理解して、またどう管理をなさっていたのですか。

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	
県監査への対応	今回、2回にわたって県が改善命令書を出したのですけれども、県はこれまで何度か監査に入りながら、なかなか協力していただけなかったということを私は聞いております。これまで社会福祉法人として一生懸命やってこられて、きょうのお話の中にも指摘をされるようなことはないようにやってくれと指示していたというお話でしたが、それで、県も監査に入っているわけですが、なかなか協力していただけなかったと。協力していただけるような姿勢ではなかったという報告を担当から受けました。それは、当時から県会議員という立場におられて、自分としても当然に指摘されることがないようにやっておられたのであれば、監査に協力する立場だと思うのですが、そのあたりはどうだったのですか。	今日まで私は監査に対する協力はしっかり対応しないといけないと、すべての書類を見てもらって、監査に対してはとにかく徹底して協力しておりますし、今日まで間違いなく、事務処理等々の問題が一遍にふえたものですから、そういうことはあったにしても、今までは特段監査の指摘ということも、そういう意味でなかったと思います。これが施設の健全経理にもつながるし、健全な姿になるわけですから、監査に対しては一生懸命真剣に取り組みと私は常に言ってきました。これは徹底しております。監査に協力がなかったということは絶対ないとは思っております。監査に対する姿勢は、全職員、全施設長も徹底してやるよう常に言ってきましたので、その点は誤解のないようにしていただきたいと思っております。	
県監査への対応	その聞き取りも県の職員の皆さんに協力を願ったのですけれども、例えば平成22年1月8日に、法人に対して「通帳を出していただきたい」といったときには、「通帳は可燃ごみで破棄しており、存在しない」と法人から回答があって、その翌日には、「間違いだった」と提出されることが繰り返された。また、村田さん自身も平成22年7月10日には、サンジュエリーの食堂のスペースについて立てて監査していたときに、こここのところで繰り返し、「どうしてこんな場所で監査をしているのかと、ここは利用者のスペースだ」などを繰り返されて、調査が中断しなければならなかった。平成22年11月17日にも、今度は県庁ですけれども、「こんなことを言って理解してもらえないなら、もう行政訴訟を提起するつもりだ」等々言われて、さらに「職員が要らない書類を残しているから県がしつこく聞いてくる、過去の寄附等の書類は破棄させるので、よろしく頼む」という発言をされたとも聞いております。これだけではなく、県の職員からいうと、その年の12月9日には、「あなたのようなできの悪い課長は見たことがない、話にならない」といって、部屋に入ってこられて、大きい声を上げられた等々聞いているのですけれども、これは県の職員のものでたらめな文章ですか、報告ですか。	私はそういうことを言った覚えはありません。ただ、「何でサンジュエリーの食堂で監査を受けるのですか、相談室のほうに入ってもらって、おまえたちも真剣に丁寧に受けないといけない、食堂で困ってということは失礼に当たります」ということだけは言ったことを覚えております。そのほかのことについては覚えておりませんけれども。	
県監査への対応	その後も、「食堂の中で監査していれば、法人が何か悪いことでもして、調査されているのではないかと利用者に勘違いする、どういつもりでここで監査をしているのか」というふうに……。	そういう言い方はしていないと思っております。	
県監査への対応	大きい声を上げられた記憶はないわけですね。	ない。ただ、そのときにうちの職員が相談室があかなかつたものだからといったって、このような場所ではなく、相談室に入ってもらって、丁寧に監査を受ける姿勢がないといけない、このことだけは覚えております。	

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)	齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)		
	質問	答弁	質問	答弁
県監査への対応	では、県庁の会議室で、先ほどのような発言をされたことはないわけですね。	ない。その県庁の会議室のときには、職員が恐らく3回か4回ぐらい、そういう監査の伝票を持ってきたり、行ったり来たりしていた経緯があったと思いますけれども、そのようなことは言ったことはありません。		
役員報酬	そうしますと、不適正な役員報酬は、村田さんが指示を出したのではなくて、施設長がみずから判断して出してくれたと。	そういうことです。		
役員報酬	これは規程にないですから、施設長には非常に責任がある。	規程になくても、施設長がこうやって「理事会に承認してもらっております」と言ってくれたものですから、「そうですか」ということで判断したところです。		
役員報酬	残念ですが、施設長はこれが規程にあるかないかを御存じなかったのですよ。それが理事会で諮られたなどということはないと思いますよ、規程にございませんからね。	いやいや、承認してもらっていたのを私は見せてもらいましたけれども。		
役員報酬	そうですか。では、その辺は今後確認する必要がありますか。	確認していただければよいですが、私の見解の相違かもしれませんが、理事長報酬というのは一応承認されていたと思っております。今まで理事長報酬なんて、50年の中で取ったことはなかったわけですが、福祉の里全体の管理体制など、24時間体制でやっていたから、そういう、見るに見かねて、そうされたらいいではないですかということで、甘えたと、甘んじたことになったと思います。		
役員報酬	それで、規程にはないということですが、役員であっても期末手当を出すという規程はないそうです。	報酬以外のですね。		
役員報酬	報酬以外の。	確かに規程にはなかったようです。それは今ちょっと訂正しておきますけれども、取ってもいいとも取られないともなかったということで、判断してくれただろうと思いますけれども。		
役員報酬	では、先ほど理事会で確認されたというのは、何のことを指して言っているのですか。	理事長の報酬は.....。		
役員報酬	報酬のことですね。	報酬のことはしてくれていたようですが。		
役員報酬	そうすると、報酬はありますからいいですが、期末手当については規程にないのにも関わらず、もらっていらしたわけですが、そのことについては.....。	だから返すと。		
役員報酬	返すのはいいのですが、もらうときに違和感がございましたか。	そのときには何ら違和感はありませんでした。		

村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	
役員報酬	規程にないお金をもらっておられたわけですが、おかしいと……。	私の勉強不足で、規程そのものを確認せずにいたということが私の見解の相違であったということです。	
役員報酬	そうしますと、施設長が自分で判断をして出されたということによろしいですか。	はい。	
専務理事の件	それと、もう一つ、先ほど皆さんから話がございましたけれども、監査を行った県の責任者が田中さんという方ですが、今、事件が発覚する前からみのり福祉会に入っておられる。これに対してどういう経過で入られたかと、事件が起こることを想定してではないですけれども、これは理解に苦しむことがあるわけですので、どういう形で対応されたのかということ。	また、県の部長ということでございましたけれども、こういう前職があるから、うちの施設に来てもらったということではなく、事務局体制をきちんとしていかなければいけないと、今の3人体制のままではいけないと、施設の増設をいっばいしたことに対して、その管理体制、事務局体制をきちんとしていかなければいけない義務と責任があると。経験上、いろいろアドバイスしてもらえないかということで、お願いしたという経緯でございます。この事件があるからうまくやるなどは一切ありません。そのころから事務局体制が3人体制ではいけない、十分な事務局体制でやらないといけないことに気づいてたやさきに改善命令がぼんと来たということでありまして、その点は理解していただければと思います。	
専務理事の件	最後に、福祉保健部長だった田中謙さんが理事になっているのですけれども、村田さんが理事長で県議の時代に不適正なことがあったということで、当時、田中謙さんが福祉保健部長でした。つまり、田中さんはチェックする、村田さんはチェックされるという側だったという御自覚はありますか。それで、今理事になっておられるのですけれども、齋江さんは、村田さんが理事に引っ張ってきたのではないかなとおっしゃっていたのですけれども、ちょっとその点について。	その点は、実は、3名体制では事務局体制が不備で、事務局が機能していないではないかという指摘もちょこちょこ承りまして、それで何とかしないといけないということで、田中部長とは余り話はしたことはなかったですけれども、ある人の紹介で、福祉関係の経理がわかっている人を入れて、ちゃんと精査してきちんとしていきたいなど。今みたいな3名体制ではいけないということも痛切に感じながら、よくわかった人を入れて、何とか事務局体制の増員を図って、ちゃんとしていかなければいけないという単純な気持ちです。	
専務理事の件	ある人が紹介したと言われましたけれども、ある人というのはどなたですか。	差し支えがあったらいいと思いますので、控えさせていただきます。	
専務理事の件	それで、田中さんが福祉保健部長のときにみのり福祉会で不適正なことがあるということで、村田さんは指導されていたのですよ。田中さんが福祉保健部長時代に指導されていたというのは知らなかったですか。	覚えていない。	
専務理事の件	ですけれども、村田さんはそのとき県会議員だったのですよ。私も御一緒でしたけれども、部長が田中さんだというのは、もう当然御存じだったと思うのですよ。同じ福祉の委員会でしたしね。	今の部長の前の磯田部長さんは適切にびしびし言ってもらったことは覚えているのだけれども、田中部長の印象は残っていません。残っていない。	
専務理事の件			田中謙さん、元福祉保健部の部長が、今、専務理事までなっておられるのですけれども、田中さんが福祉保健部長時代にみのり福祉会が県から指導を受けているのですね。そのことは御存じ。
			いや、私は田中専務の在職しておられたときの部長というのはちょっと…。めったに来なかったのかなと思ったりして。でも部長でおられたということですから。

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
専務理事の件			恐らく指導などの文書に田中謙さんなどの名前が入っていたかと思いますが、その辺は知らなかったということですね。	はい。
専務理事の件			では、続けてですけども、今専務理事になってというお話もありましたけれども、この理事に紹介されたのはどなたですか、わかりますか。	議員でないですかね。
専務理事の件			そうしますと、齋江さんのほうは、田中謙さんが理事になられた経過はよく知らないということですか。	わかりません。
前理事長の責任	県議会議員でいらっしやいました大先輩ですけども、公金が投入される福祉施設を運営なさっていらっしやいます。公金の予算をチェックし、決算をチェックする立場で、このようなことが起きたことについて、どのように考えていらっしやいますか。	絶対あってはならないという気持ちで、厳正、公正に常にやってもらうよう、各施設長なり事務局なりにずっと言ってきたわけでありまして、そのようではなかなかならなないと思っております。		
前理事長の責任	過去を振り返っていただいて、なぜこのようなことが起きてしまったと御自身ではお考えでしょうか。	このような形になったのは残念でありますけれども、私の責任でありまして、事務局体制を3人でやっていたということ、今7人入れておりますが、事務局体制はきちんとやっておるというものですから、事務局も施設長も、400人近い職員を信頼してきておりました。きちんとやっているものだと思っておりましたけれども、こういう結果になってみると、私は職員の増員やチェック体制にもっと早く対応しておかなければいけなかったなと深く反省しております。		
前理事長の責任	事務局体制ももちろんですけども、理事会ですべてを決めて実行していくことがルールなのですが。	しておけばよかったなと思って、今反省してやまないわけでありまして、3人体制でなく、必要な5人でも6人でも体制をきちんと整えて万全を期するようにしておかなければいけなかったことを今深く反省しております。		
前理事長の責任	改善命令が出て、そして報告書を読ませていただきました。残念ながら、刑事責任を問われる方向ですけども、その認識はお持ちでいらっしやいますか。	持っております。		
前理事長の責任	どこの部分について刑事責任が問われる、告訴されるという御認識が。	それなりの判断で、そういうことはないとは思っておりますけれども、そうなればそれなりに、どの時点でどうかはわかりませんが、あくまでもすべて職員にさせたことは間違いのないものだと、適正にやっていたと判断しておりますので、そういったことについては、今のところ考えておりません。		
前理事長の責任	告訴されるという背景が納得できていないと判断したらよろしいのでしょうか。	はい。きちんとやらせていたと、悪意を持ったり、こういうぐあいにしようと思ったりという気持ちは全職員ありませんので、一生懸命やっていたことに対しては間違いのないものとして、理解してやりたいなと思っております。		
前理事長の責任	しっかり調べてほしいということでしょうか。	はい。よくやってくれていたと判断いたしております。		

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
前理事長の 責任	ただ、土地の名義をかえて、法人に戻すなり、それからお金の部分について、8,900万円を返すというお話が出ていますが、これはお返しになるお気持ちですか。	我々職員みんなが適正であるという判断のもとにいたわけですけれども、見解の相違によって、不適正だということになれば、当然私はそういった立場に立っても、法人に迷惑をかけるわけにはなりませんから、責任を持って弁済していかなければならないと考えております。それで、弁済については、今既に私の財産や施設の底地などを処分して弁済に充てるため、土地鑑定士の評価もいただいて、弁済金額がはっきりいたしましたら、こういう形で弁済させていただきますようお願いいたしますと、去年の8月に提出させていただいております。		
前理事長の 責任			県のほうは不正を指摘して、そして改善命令を出しました。そのときの理事長が元県議会議員でいらしたということですが、こういう公金が多く投入される福祉施設です。公金をチェックするのが県議員の役割なのですから、こうした一連の不正が起きております。そういう立場の県議員がこの不正を行ってしまったことに対して、今の時点で、そういう人が理事長だったことについては、何か思いやお考えをお持ちでしょうか。	そういう指導力がなくなったら今の法人の立場もないし、世間からの評価も出てこないし、ただ仕事だけは一生懸命にやる人ですから、立派な施設をいっぱい作るのだからと、そして社会の要求にこたえようと、そういうことを村田さんはしょっちゅう言っていました。社会に役立つ仕事をしたいと、銀行からお金を借りたりいっぱいやりましたので、結果として大変残念だと思っています。
事務局長の 責任			お話を伺っていますと元理事長と二人三脚で精いっぱい福祉施設をよりよくするために頑張ろうと一心に來られたということですが、残念ながら今回の報告書を拝見させていただきますと、一連の問題について、刑事責任を追及すると言われております。その手続が今行われる最中だと認識しているのですけれども、この刑事責任を追及される立場であるという認識は余りお持ちでない。	私はそこまでの気持ちは全然持っていませんでした。自分のやっていることは間違いないと、自分を信じて、それが結果的に精査してみれば、こんな間違ったことばかりしていただけないかということが出てくるかどうかはわかりませんが、自分としては間違いはないと思ってやっていたことがこういう結果だということについては、大変遺憾に思っています。
事務局長の 責任			一つ伺いますけれども、村田前理事長さんと名コンビと言ったらあれですが、名コンビでやられたと。村田実さんとの出会いと、この仕事に携わられる前の仕事、それから先ほど説明がございましたけれども、理事会や評議員会などは、理事の方なり、評議員の方に持ち回りで説明して理解していただいたと、こういう認識でいろいろな事業を進められたという受け取り方によるのでしょうか。	そうですね。持って回って、理事会、評議員会をしても、その日に議事録はできることもありませんので、何日かたっているいろとメモをつなぎながら文章化していますので、ありもしないことを書いているわけではありません。表現の稚拙はあってもこれは仕方がない、了解してもらえないかということで議事録を持って行って、署名人の方や理事に持って回って了解してもらいました。

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)	齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)
	質問	答弁
事務局長の責任		<p>ちょっと答弁がなかった中で、村田さんから全幅の信頼を得ておられて、どういうきっかけで村田さんとこの責任のあるポストで仕事をやられたのかについて。</p> <p>私は、余り長い話をしてもいけませんかね。出会いからいうと40年ほどになりますね。最初は保育園が3つできて、だんだんと社会情勢も変わり、今度は介護や老人のための施設がどんどん必要になってきた。私が村田実さんに信用されたために、仕事がかついなと思いつつも、そういう意欲を貫く気持ちに対して何としても応援しなければいけないと思った。できる限りのことはやってやろうということです。おったものから、それが時代の変革とともにいろいろと中身が変わってきた。変わってくる中身のあり方について、自分でも対応し切れなかった面もあると思います。「おまえに全部任せからやってくれ」と言われて、そのつもりで一生懸命やっても、時々抜けたりしたことがありますので、その当時からもっと事務局体制をしっかりとしていればこんなことにならなかったのではないかなと思います。でも、そのためにどこかにお金を持っていってしまい、自分で飲んだり食べたり好きなことをしてお金がないということになったら大変なことです。そういうことは絶対にありませんし、村田実さんは酒は一滴も飲まないし、要らないことをべらべらと言うこともない、くそまじめな人ですから、それを自分が聞いてやってあげないといけないという気持ちは常に働いていました。</p>
事務局長の責任		<p>もう一つ関連で。そういたしますと、村田さんの思い、発想を何とか成就してあげなければならぬと、こういう一心で今まで来られたと、こういうことですね。それで、法的なものとか経理も見えておられたのかな。</p> <p>経理のほうは担当がおりましたけれども、だんだん範囲が広がって手に負えなくなって、税理士に頼んでいろいろとやってもらい、現在もそのままずっと来ています。</p>
事務局長の責任		<p>ある時期までは経理も見えておられたと。</p> <p>経理といいますが、家を建てるときの建築事務なり、それから試算段とかいろいろありますけれども、そうやって一生懸命取り組んだ過去もございます。</p>
事務局長の責任		<p>ちょっと角度は変わりますけれども、前理事長と30年、40年前からずっと仕事を一緒にされていると。私自身が確認させていただきたいのは、本来、事務局長のやるべき仕事といいますが、それとその責任というのはどう考えていられたのかをお伺いしたいのですけれども。</p> <p>本部の仕事ですけれども、建築事務のすべてと、それから理事会、評議員会の関係、みのり保育園の園長と、監査で県から来られても、兼任で仕方ないではないかといつて、保育園の園長だったら専任でなければいけないはずだろうと。だけれども、併設型の児童館だし、本部に行ったら入り浸りであるわけでもない.....。職責について、保育園が専任でなければいけないはずなのに、ほかのこともいっぱいやっていると。それで通るかといったようなことがありましたけれども、大分昔の監査のときには、建物が同一敷地内のことでもあるし、就業比率を別に見たら、8対2や7対3程度で、「これはもう仕方がないではないか」と県の方も言われて、認めてもらったものだなと思って今までずっと続けてやってきておりました。</p>

	村田 実氏 (元みのり福祉会理事長)		齋江(さいごう) 博行氏 (元みのり福祉会事務局長)	
	質問	答弁	質問	答弁
事務局長の責任			<p>そうすると、理事会、評議員会ですかね、それからある意味では各施設を束ねていられるという立場にあると思うのですけれども、今お伺いして、私自身が確認したいのは、そうしたときに、先ほど話がありました、例えば3年間、4年間の間に9件もの施設の立ち上げがあったと。ある意味では事業を起こされたということですよ。要は幾ら大変にしろ、やはりその事業一つ一つに対して責任があるわけですから、そこで理事会にこれを検討しなくてもいいのですか、そういう理事長との会話が、また問題提起が行われなかったのかをお伺いしたいです。</p>	<p>任せるからやれと言われたら、やらないといけないものだと思ってやっています。ただ私の場合、自分勝手ですけれども、私は労働基準法適用除外者という立場だと思って、労働基準法もくそもない、年がら年じゅう出て、夜中でもいつでも何かあったら飛んで出ないといけない立場だから、もう頑張って、体調に気をつけてやれということがあります。だから、今出勤簿を見てみると、休みというのはめったにないのです。大方40年になりますけれども、去年まで本当に出勤簿を見た休みがないのです。何をしていたのかなと思って、自分ながら理解に苦しむところが少しありますけれども、そのために、仕事をいっぱいしたけれども、その結果について、こんなことになるということは自分でも少し残念です。</p>
事務局長の責任			<p>最後に確認ですけれども、要は一つの事業をするにしても、何をするにしても、やはり福祉の現場ですから、いろいろと法的なことがあるわけですよ。例えばそこで自分がわからないこと、また自分の手が届かないところへの、要は何かしらのアクションをとられていたのか、もしくは自分の判断で、言い方が悪いかもわかりませんが、もうこんなのは適当でいいということだったのですか、それだけ最後に確認させていただきます。</p>	<p>ただ、その大勢に影響のない案件で、自分でこれは処理できると思ったら、深くを追及せず今まで来ていました。自分でできることなら、もうやってやろうと。今、若い人はみんなもう時間が来たらぱっぱと帰ってしまうので、それではやはり福祉の現場の人間としてはつまらないのではないかと。おまへたちは帰ってもいい、私は残ってやってやる、たった一人で何もできないかもしれないけれども、私に任せておくと、言ってみたらそういう感じです。ですから、もう本当に365日のうちに何日休んだのかなと思って、指で少し数えるぐらいしかないのです。そういう生活を今までやってきていたばかりに、こういうことになったのは本当にとっても残念ですけれども。</p>
事務局長の責任			<p>先ほどおっしゃったように、土地の賃貸借で家賃を払うことについても、何かの間違ひだったとおっしゃいましたけれども、一番長いのは平成16年からずっと払い続けられているわけですよ。経理の担当者として、この土地が法人の土地だという認識もお持ちだとおっしゃった。そうすれば、当然経理の担当者として、自分が持っている土地に家賃をこんなに長い間払い続けることに対して、違和感なり、疑問はお持ちになりませんか。</p>	<p>おっしゃるとおりだと思います。思いますけれども、結局次から次に仕事がどんどんふえてくるし、後を振り返ってみる余裕がないのです。どがどんな借地料を取っているのか、もう最初に借地料を決めるときはこちらが決めたにしても、後がどうなっているのかが理解、確認できていなかったからこういう結果になってしまったというのは残念です。</p>